

歯科医師臨床研修プログラム (2026年度)

滋賀県立総合病院（単独型臨床研修施設）

目 次

1	プログラムの名称	1
2	プログラムの目的と特徴	1
3	プログラムの指導者と参加施設の概要	1
4	プログラムの管理運営体制	4
5	定員	4
6	研修課程	4
7	研修歯科医の評価（自己評価・指導医評価）	5
8	プログラム修了の認定	5
9	プログラム修了後の進路	5
10	研修歯科医の処遇	6
11	出願手続きと資料請求先	6
12	歯科医師臨床研修管理委員会設置要綱	7

1 プログラムの名称

滋賀県立総合病院歯科医師臨床研修プログラム

単独型臨床研修施設 滋賀県立総合病院

2 プログラムの目的と特徴

当院では 2007 年度から歯科医師臨床研修制度を開始していますが、時代変化とともに、高齢化の進展や歯科保健医療の需要も変化し、医療の質の向上、患者本位の医療の推進、診療所・病院の機能分担・連携、効率的医療の推進が強く求められる時代となり、医師ならびに歯科医師の初期臨床研修の体制の整備や内容の拡充が必要となってきています。

歯科医師としての基本的価値観を習得し、全人的に患者を診療することのできる歯科医師育成を目指しています。

3 プログラムの指導者と参加施設の概要

(1) プログラム責任者

歯科医師臨床研修管理委員会 委員長 齋藤 翔太

(滋賀県総合病院歯科口腔外科科長)

(2) 参加施設とその概要

滋賀県立総合病院

滋賀県立成人病センター（現：滋賀県立総合病院）は、昭和 45 年 12 月検診業務を目的として設立されました。昭和 50 年 10 月、病院として業務を開始し、平成 11 年 4 月には、研究施設として研究所を併設し、遺伝子研究、画像診断研究等を行っています。さらに、平成 13 年 2 月に救急告示病院、平成 14 年 1 月に病院機能評価認定、同 4 月には医師臨床研修病院指定、8 月に地域がん診療拠点病院の指定、さらに平成 21 年 2 月には都道府県地域がん診療連携拠点病院の指定をそれぞれ受けています。

平成 15 年 1 月には新館を開設し、緩和ケア病棟を含む 541 床となっています。

また、平成 18 年 6 月からはリハビリテーションセンターを開設し、高次脳機能障害に対する高度リハビリにも対応しうる体制を整えています。

歯科口腔外科においては、昭和 59 年に歯科として診療を開始し、平成 9 年には歯科口腔外科として有病者（全身疾患）に対する歯科および口腔外科治療を行っています。

平成 30 年 1 月に滋賀県立成人病センターから滋賀県立総合病院に改称しました。

現在、当院は下記の施設認定を受けています。

- ・日本内科学会認定医制度教育病院
- ・日本心血管インターベンション治療学会認定研修施設
- ・日本血液学会認定血液研修施設

- ・日本消化器内視鏡学会専門医制度指導施設
- ・日本消化器病学会専門医制度審議委員会認定施設
- ・日本循環器学会循環器専門医研修施設
- ・日本消化器外科学会専門医修練施設
- ・日本外科学会外科専門医制度修練施設
- ・日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練施設
- ・日本整形外科学会専門医制度研修施設
- ・日本泌尿器学会泌尿器科専門医教育施設
- ・日本眼科学会専門医制度研修施設
- ・日本産科婦人科学会専攻医指導施設
- ・日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
- ・日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関
- ・日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- ・日本歯科麻酔学会認定研修機関
- ・日本ペインクリニック学会指定研修施設
- ・日本リハビリテーション医学会研修施設
- ・日本乳癌学会関連施設
- ・日本臨床細胞学会認定施設
- ・日本病理学会研修認定施設 B
- ・日本脳卒中学会認定研修教育病院
- ・日本心臓血管外科学会専門医認定基幹施設
- ・日本感染症学会認定研修施設
- ・呼吸器外科専門医合同委員会関連施設（京大付属病院）
- ・日本静脈経腸栄養学会栄養サポートチーム専門療法士認定教育施設
- ・日本静脈経腸栄養学会 NST稼働施設
- ・日本病態栄養学会認定栄養管理・NST実施施設
- ・日本気管食道科学会気管食動科専門医研修施設
- ・心臓血管外科専門医認定機構基幹施設
- ・日本皮膚科学会認定専門医研修施設
- ・日本緩和医療学会認定研修施設
- ・日本認知症学会専門医教育施設
- ・日本がん治療認定医機構認定研修施設
- ・日本放射線腫瘍学会認定協力放射線治療施設
- ・日本口腔外科学会認定関連研修施設
- ・日本神経学会教育施設
- ・日本肝胆膵外科学会修練施設 B
- ・日本不整脈学会

- ・日本心電学会認定不整脈専門医研修施設
- ・救急告示病院
- ・臨床研修指定病院
- ・歯科医師臨床研修指定病院
- ・全国がん（成人病）センター協議会加盟病院
- ・都道府県がん診療連携拠点病院
- ・病院機能評価認定病院
- ・滋賀県肝疾患専門医療機関
- ・滋賀県エイズ診療拠点病院
- ・京都大学医学部学外臨床実習協力病院
- ・滋賀医科大学学外臨床実習協力病院
- ・薬学教育協議会薬学生実務実習受入施設

（３）滋賀県立総合病院指導責任者および指導医（令和８年４月１日現在）

	診療科	氏名	資格
指導責任者および指導医	歯科口腔外科	齋藤 翔太	日本口腔外科学会 認定医 日本口腔外科学会 専門医 歯科医師臨床研修 指導医
指導医	歯科口腔外科	佐藤 翔	日本口腔外科学会 専門医 日本歯科放射線学会 認定医 歯科医師臨床研修 指導医

（４）臨床研修管理委員会

- | | |
|-----|--------------------|
| 委員長 | 齋藤 翔太（歯科口腔外科科長） |
| 委員 | 中村 敬哉（病院長） |
| 委員 | 古市 嘉秀（医療法人 緑和会理事長） |
| 委員 | 長谷川 浩史（教育研修センター長） |
| 委員 | 佐藤 翔（歯科口腔外科医長） |
| 委員 | 若田 晴香（歯科口腔外科歯科衛生士） |
| 委員 | 沼波 輝（総務課課長） |

４ プログラムの管理運営体制

臨床研修管理委員会は適宜開催し、臨床研修評価を行い、これに基づき研修プログラムの修正、立案、計画等の運営管理を行う。

５ 定員

募集定員 1名

6 研修課程

(1) 1年間(2026年4月1日～2027年3月31日)

- ・まず、オリエンテーションとして、はじめの約2週間で病院の機構・準則の理解、患者と医師の関係(接遇を含む)、看護師・医療技術職員との関係、外来診療、保険診療、病診連携、感染対策(院内感染を含む)、医療事故防止、画像診断、診療録記載管理等の基礎について学ぶ。
- ・約1～2ヶ月指導医の診療を見学、介助しながら、基本的な医療面接、診査、診断、診療計画、診療手技を学び、その後は指導医のもと、外来および入院患者を担当し、自ら診察、診断、治療計画、診療手技、手術を経験し、基本的診療業務を習得する。また、日々の研修中、他職種との連携や、病診連携といった地域連携に関して理解を深める。

(2) 研修内容と到達目標

厚生労働省歯科医師臨床研修の到達目標に沿って、歯科医師としての基本的価値観を身につけ、その上で上記年間予定に従い、基本的診療業務、全身管理を研修する。

(3) 研修歯科医の研修時間

勤務時間は正規職員に準じ原則として午前8時30分より午後5時15分まで。必要に応じ指導医の指導のもと、適正な時間外労働を行います。

(4) 教育に関する行事

オリエンテーション 研修開始時2週間
症例カンファレンス・手術カンファレンス(毎週)
セミナー、講演会 多数開催
学会参加補助あり

(5) 指導体制

研修指導医が研修プログラムに従って指導を行う。

7 研修医の評価(自己評価・指導医評価)

(1) 厚生労働省の「歯科医師臨床研修の到達目標」(別紙のとおり)に沿って一般臨床医としての基本達成度を研修歯科医自身および研修指導歯科医師、研修に関わる関係者が評価表を用いて多面的に評価する。

(2) 研修の修了に必要な評価項目と基準、および終了判定について

研修の修了に必要な評価項目、目標症例数、修了に必要な症例数は別紙のとおりとする。

評価は3段階(A:十分できる、B:できる、C:要努力、-:経験なし)とし、評価者の評価

が7割以上の項目においてB以上の判定で修了とする。

臨床研修終了時、臨床研修管理委員会において修了判定を行い、判定結果を病院長に通知する。

8 プログラム修了の認定

臨床研修管理委員長の総合評価等により臨床研修を修了したと認められる者には、病院長から臨床研修修了証が交付される。

9 プログラム修了・中断後のコース

プログラム修了、中断後の進路について、相談等の支援を行う。

10 研修歯科医の処遇

研修医の待遇（身分・給与、宿泊施設の有無、社会保険の有無）

身 分：滋賀県立総合病院研修医（会計年度任用職員）

給 与：研修医の身分による報酬月額（見込）

月額 367,000 円

期末勤勉手当 通勤手当 時間外（休日）勤務手当 宿日直手当 別途支給

勤務時間：月曜日から金曜日の8：30～17：15（12：00～13：00 昼休憩）

時間外勤務有り、当直無し

健康診断：年1回、その他特殊健康診断年2回、ガラスバッジによる被爆量測定

有給休暇：10日、他に夏季特別休暇（6日）、年末年始特別休暇あり

保 険：社会保険（全国健康保険協会、厚生年金保険）、雇用保険、労災保険加入
歯科医師賠償責任保険加入

住 居：職員宿舎への入居可能（徒歩5分）

（面積：26.40 m²、使用料月額：7,200 円、共益費別途）

そ の 他：学会参加費および参加旅費支給

研修のための研修室あり（3室）

※ 令和7年4月現在の情報です。法令等の改正により変更となる場合があります。

11 出願手続きと資料請求先

応募先：〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目 4-30

滋賀県立総合病院 総務係 宛

Tel 077-582-8034

Fax 077-582-5931

必要書類：選考試験出願票、履歴書、大学卒業（見込）証明書

選考方法：面接試験、筆記試験、手技

募集時期：2025年7月頃から

選考時期：2025年8月頃から

研修開始時期：2026 年 4 月

備考：一般財団法人歯科医療振興財団歯科医師臨床研修マッチングプログラムに参加
のこと

12 合同臨床研修管理委員会設置要綱

歯科医師臨床研修管理委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 滋賀県立総合病院（以下「研修病院」）は、歯科研修医の研修を円滑かつ十分に運営管理するために、「歯科医師臨床研修管理委員会」（以下「委員会」）を設置する。

（委員会の構成）

第 2 条

- 1 委員会は、委員長 1 名を置く。
- 2 委員は施設管理者、プログラム責任者および歯科医師、歯科衛生士、外部委員、事務部門の責任者ならびに病院長が指定する者で構成し、事務局は研修病院の総務担当歯科医師研修医担当者があたる。
- 3 委員長は研修病院のプログラム責任者もって充てる。
- 4 委員長は、委員会を統括する。

（会議）

第 3 条

- 1 委員会は、原則 2 回開催する。
- 2 委員会は、必要がある時は臨時に開催することができる。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員会は、会議の内容について必要と認める時は、関係者を出席させることができる。
- 5 委員会の成立条件は過半数以上の出席をもって成立とする。
- 6 原則出席とするが、欠席者のものについては委任状の提出をもって出席とみなす。
- 7 事務局は議事録を作成し、5 年間の保管を行う。

（協議事項）

第 4 条 委員会は、次の事項について協議する。

- （1） 研修プログラムの立案・修正・調整に関すること。
- （2） 研修歯科医の採用・中断・修了の評価に関すること。
- （3） 研修歯科医の管理に関すること。
- （4） 研修プログラムの質の向上に関すること。
- （5） その他、臨床研修のために必要なこと。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、研修病院の総務課総務係で処理する。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか必要な事項については、委員長の議を経て別に定める。

【別紙】

「歯科医師臨床研修 評価表」

研修歯科医師氏名：

研修期間： 年4月1日～ 年3月31日

指導歯科医師： ①齋藤翔太 ②佐藤翔

指導歯科衛生士：若田晴香

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

3段階評価 （A:十分できる B:できる C:要努力）

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
1	【社会的使命と公衆衛生への寄与】社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、公正な医療の提供および公衆衛生の向上に努めることができる。				
2	【利他的な態度】患者の苦痛や不安の軽減、QOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重することができる。				
3	【人間性の尊重】患者の家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接することができる。				
4	【自らを高める姿勢】自らの言動及び医療の内容を振り返り、常に資質・能力の向上に努めることができる。				

B. 資質・能力

3段階評価 (A:十分できる B:できる C:要努力)

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
1	【医学・医療における倫理性】診療、研究、教育に関する倫理的な問題（人間の尊厳、守秘義務、利益相反、透明性など）を認識し、適切に行動できる。				
2	【歯科医療の質と安全の管理】患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮できる。				
3	【医学知識と問題対応能力】最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図ることができる。				
4	【診療技能と患者ケア】臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え、意向に配慮した診療を行う事ができる。				
5	【コミュニケーション能力】患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係を築くことができる。				
6	【チーム医療の実践】医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携をはかることができる。				
7	【社会における歯科医療の実践】医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、健康保険制度など医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する事ができる。				
8	【科学的探求】医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与できる。				
9	【生涯にわたって学ぶ姿勢】医療の質の向上のため自らの診療、姿勢を振り返り、他の歯科医師、医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を有する。				

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

		目標 症例数	修了に必要な 症例数	経験 症例数
①	患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	100 例	50 例	
②	全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。			
③	診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。			
④	病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。			
⑤	診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。			
⑥	必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。			

2) 基本的臨床技能等

		目標 症例数	修了に必要な 症例数	経験 症例数
①	歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(歯周基本治療、口腔衛生指導)	10	5	
②	一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 (CR充填・In修復・FMC修復)	3	2	
	b. 歯髄疾患 (麻酔抜髄・感染根管治療)	2	1	
	c. 歯周病 (歯周基本治療：1例)	2	1	
	d. 口腔外科疾患 (普通拔牙・埋伏歯拔牙)	60	30	
	e. 歯質と歯の欠損 (義歯作成：1例)	2	1	
	f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	2	1	
③	基本的な応急処置を実践する。	3	1	
④	高血圧患者や呼吸器不全患者において、歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	6	3	
⑤	診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。	10	5	
⑥	医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	10	5	

3) 患者管理

		目標 症例数	修了に必要な 症例数	経験 症例数
①	歯科治療上問題となる全身的な疾患（高血圧や糖尿病、虚血性心疾患）、服用薬剤等について説明する。	4	2	
②	患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	5	2	
③	高血圧や呼吸器不全により、全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	4	2	
④	歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	5	3	
⑤	全身麻酔・静脈内鎮静手術の入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	6	3	

4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

		目標 症例数	修了に必要な 症例数	経験 症例数
①	妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	3	2	
②	各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	5	2	
③	障害を有する患者への対応を実践する。	2	1	

2. 歯科診療に関連する連携と制度の理解等

3段階評価 (A:十分できる B:できる C:要努力 ー:経験なし)

(1) 歯科専門職間の連携

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
①	歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。				
②	歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。				
③	多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。				

(2) 他職種連携、地域医療

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
①	地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。				
②	地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。				
③	がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。				
④	歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。				

(3) 地域保健

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
①	地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。				
②	保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。				
③	歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。				

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

		自己評価	指導医①	指導医②	衛生士
①	医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。				
②	医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。				
③	介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。				

(※臨床にて研修・習得困難な領域に関してはレポートにて研修、評価)